

## 平成 31 年第 3 回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 平成 31 年 3 月 22 日 (金)

開 会 午前 9 時 30 分

閉 会 午前 11 時 15 分

2 会議場所 庄内町役場 3 階 議場

3 出席委員の席次番号及び氏名 (19 名)

1 番 齋藤 智幸

2 番 秋葉 俊一

3 番 齋藤 克行

4 番 日下部 耕平

5 番 阿部 金一郎

6 番 佐藤 恒子

7 番 高橋 聡

8 番 齋藤 敦

9 番 太田 政士

10 番 長南 統

11 番 高橋 義夫

12 番 小林 ひろみ

13 番 佐藤 優人

14 番 半澤 重幸

15 番 佐藤 一

16 番 五十嵐 晃

17 番 和島 孝輝

18 番 佐藤 繁

19 番 若松 忠則

4 欠席委員の席次番号及び氏名 (0 名)

5 議長の委員席次番号及び氏名

19 番 若松 忠則 (会 長)

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 高橋 慎一

主査兼農地農政係長 佐藤 良子

主任 佐藤 一視

農業経営改善相談員 高橋 茂規

農林課農林水産係主事 高橋 正和

農林課農産係主事 高橋 可維

7 会議に付した議案

報告第5号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について	(17件)
報告第6号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について	(32件)
議案第9号	庄内町農業委員会職員の任免について	—
議案第10号	庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について	(1件)
議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について	(3件)
議案第12号	農地法第4条の規定による許可申請について	(1件)
議案第13号	農地法第5条の規定による許可申請について	(5件)
議案第14号	庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)	(34件)
議案第15号	庄内町農用地利用集積計画について(中間管理事業)	(14件)
議案第16号	農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)について	(13件)

◎開会 (午前9時30分)	
◎諸報告	
議長	これより平成31年第3回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	本日の委員の状況につきまして、報告いたします。本日は、全員出席です。 なお、議案第10号及び第12号の説明のため、農林課農林水産係の高橋主事と農産係の高橋主事を後ほど出席させますので、よろしくお願ひします。 次に、本日配布の資料につきまして報告いたします。「農地法第4条及び、農地法第5条の規定による許可申請に係る土地利用計画図等」、「平成31年度農業委員会行事予定」、「農業委員報酬第3期分明細書」、「平成30年農地実勢賃借料情報及び平成31年度農作業基準賃金表」、「農委広報第28号」、「農協広報(3月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。 それでは、平成31年第2回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (平成31年第2回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明) 続いて、平成31年第3回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (平成31年第3回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)
議長	諸般の報告が終わりました。質問のある方お願ひします。 無いようでございますので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は19名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。11番 高橋 義夫 委員、12番 小林 ひろみ 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>なお、書記には、事務局長を指名いたします。</p>
◎報告	報告第5号の上程、説明、質疑
議長	報告第5号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告をお願いします。
事務局長	(報告第5号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第5号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第5号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第6号の上程、説明、質疑
議長	報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告をお願いします。
事務局長	(報告第6号の資料に基づき、標題を朗読) 詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(報告第6号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより、報告に対する質疑を行います。 18番 佐藤 繁 委員。
18番 佐藤	18番 佐藤です。 1番の借借人の氏名が相続人代表になっている案件ですが、これはなぜ、特定の個人の氏名でなく相続人代表ということになっているのでしょうか。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	1番の案件に関しましては、まだ相続人が決まっていないということで、その内の代表者が●●●さんになるという報告を受けています。
議長	18番 佐藤委員。
18番 佐藤	18番 佐藤です。 ということは、従来も小作で受けていた方が亡くなり、それを相続する方が法定上何人かいらっしゃって、まだ明確に相続者が決まっていないという時は、こういう提出のしかたになっているということよろしいですか。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	●●●さんは今まで耕作していたのですが、その方が今年に入ってから亡くなられて、相続する方が決まっていないという状況です。ただ、この後の議案にも出てくるのですが、この農地はまた別の方が耕作することになるため、●●●相続人の誰かが耕作することではないようです。以上です。

議長	18番 佐藤委員、よろしいでしょうか。
18番 佐藤	はい、わかりました。
議長	ほかにございませんか。 無いようですので、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を終わります。
◎議事	議案第9号の上程、説明、質疑、採決
議長	暫時休憩します。 議案第9号は人事案件でございますので、事務局長を除く職員の方は退席願います。 それでは、議案書の配布をお願いします。
(暫時休憩) (職員退席、局長が議案書を配付)	
議長	再開します。 議案第9号、庄内町農業委員会職員の任免について、を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第9号の資料に基づき、内容を朗読)
議長	内容説明が終わりました。 人事案件でございますので、質疑を省略し採決したいが異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第9号、庄内町農業委員会職員の任免について、賛成の方は起立願います。 (起立多数) 賛成多数により、議案のとおり決定しました。 どうぞ、ご着席ください。 事務局長は、ただ今の結果を町長に報告のため、また職員の着席のため、暫時休憩します。
(暫時休憩) (職員及び農林課農林水産係 高橋主事着席、局長が人事案件の結果を総務課長に報告)	
◎議事	議案第10号の上程、説明、質疑、採決
議長	再開します。 議案第10号、庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、を議題といたします。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第10号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては農林課農林水産係の高橋主事よりご説明申し上げます。
議長	高橋主事。
農林課農林水産係 高橋主事	(議案第10号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、6番 佐藤 恒子 委員

	より、現地調査報告をお願いします。
6番 佐藤	<p>庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についての現地調査報告を行います。</p> <p>庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についての案件ですが、3月20日に5番 阿部 金一郎 委員と事務局の佐藤主任と私の3人で、現地調査を実施しました。</p> <p>No.1の7筆の農地については、優良農地として認められ、圃場整備事業を機に更なる生産性の向上等を目指すものであって、農地として適正に管理されており、問題ないと判断してきましたのでご報告いたします。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>18番 佐藤 繁 委員。</p>
18番 佐藤	<p>18番 佐藤です。</p> <p>7筆の場所が全体的に点在しているように見受けられるのですが、これは圃場整備事業後に用水路等を挟んで一体となったエリアに変更になるという場所の従来組み入れられていなかった農地ということによろしいですか。</p>
議長	ただ今の質問は、農業振興地域のエリアの確認でよろしいでしょうか。
18番 佐藤	はい。
議長	高橋主事。
高橋主事	<p>ここで、今回の申請箇所が点在していることについてですけれども、この周囲一帯で広く農用地区域に設定されている農地が広くあるのですが、経緯がわからないのですが、なぜか農地のまま白地で農振除外されていた農地がございました。今回、圃場整備をするうえで、この白地も中に含めることでより一体的な整備が可能になるということで申請されたものでございます。以上です。</p>
議長	18番 佐藤委員、よろしいでしょうか。
18番 佐藤	はい、わかりました。
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>7番 高橋 聡 委員。</p>
7番 高橋	<p>7番 高橋です。</p> <p>今の関連ですけれども、これから圃場整備するうえで、こういった場所はもっとないのですか。ただ、申請が7箇所上がっているだけで、もっと他にこういった箇所があるのであれば、責任者を通してやる必要があるのかと思いますが、その辺のところの説明をお願いします。</p>
議長	高橋主事。
高橋主事	<p>こちらの地区につきましては、今回の申請者である●●●●さんと最上川土地改良区の方とで計画して調整しているものでございますが、今後計画変更でこの土地も加えたいという土地が発生する場合もあるかとは思いますが、その際には、今回と同様に編入を行って土地改良事業に加えていくような形になると思います。以上です。</p>

議長	よろしいでしょうか。
7番 高橋	はい、わかりました。
議長	ほかにございませんか。 無いようであれば、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第10号、庄内町農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、農用地域への編入は適当とすることに決定いたしました。 高橋主事、どうもありがとうございました。 暫時休憩します。
(休憩中、農林課農林水産係 高橋主事 退席)	
◎議事	議案第11号の上程、説明、質疑、採決
議長	再開します。 議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。 なお、議事参与に該当する委員がおりますので、3番 斎藤 克行 委員は、退席願います。 暫時休憩します。
(休憩中、斎藤 克行 委員 退席)	
議長	再開します。 議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。 初めに、番号1について審議します。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第11号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第11号の資料に基づき、番号1の内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、6番 佐藤 恒子 委員より、番号1の現地調査報告をお願いします。
6番 佐藤	6番 佐藤です。 農地法第3条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 1番の、農地法第3条の規定による所有権移転の案件ですが、3月20日に5番 阿部 金一郎 委員と事務局の佐藤主任と私の3人で、現地調査を実施しました。 本案件については、農地として適正に管理されており、許可基準を満たしているものと認められます。委員各位におかれまして、指摘事項等補足する

	<p>ことがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無いようであれば、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第 11 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、番号 1 を許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定いたしました。 暫時休憩します。</p>
(休憩中、齋藤 克行 委員、農林課農産係 高橋主事 着席)	
議長	<p>再開します。 次に、番号 2 及び 3 について審議します。 佐藤主任、説明をお願いします。</p>
佐藤主任	(議案第 11 号の資料に基づき、番号 2 及び 3 の内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、6 番 佐藤 恒子 委員より、番号 2 及び 3 の現地調査報告をお願いします。</p>
6 番 佐藤	<p>6 番 佐藤です。 農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 2 番と 3 番の、農地法第 3 条の規定による使用貸借権の案件ですが、3 月 20 日に 5 番 阿部 金一郎 委員と事務局の佐藤主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。 いずれの案件も、農地として適正に管理されており、許可基準を満たしているものと認められます。委員各位におかれまして、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 17 番 和島 孝輝 委員。</p>
17 番 和島	<p>17 番 和島です。 最近不勉強でお聞きしたいのですが、2 番の借り人 ●●●●さんの案件ですが、契約期間 40 年とあり我々からしますと、びっくりする契約期間であります。契約期間は最大どのくらいまで可能なのか、わかりましたら説明願います。</p>
議長	<p>使用貸借に関する期限ということによろしいでしょうか。 佐藤主任。</p>
佐藤主任	<p>うろ覚えといたしますか、確かなことを今現在申し上げることが出来ませんので、調べまして後から回答したいと思います。申し訳ございません。</p>
議長	事務局長。
事務局長	民法上は 20 年となっておりますが、農地法上は最大 40 年まで期間を定め

	られるとなっております。
議長	よろしいでしょうか。
17番 和島	はい、わかりました。
議長	ほかにございませんか。 5番 阿部 金一郎 委員。
5番 阿部	5番 阿部です。 ただ今の2番についてですが、補足説明をお願いしたいと思います。貸し人と借り人の関係です。ここを説明していただかないと、契約期間が40年というのは少々長いというご指摘があると思います。貸し人の●●●●さんと借り人の●●●●さんの関係について説明して初めて40年という数字に納得いただけると思いますので、説明をお願いします。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	私の方から説明させていただきます。 貸し人の●●●●さんは、借り人の方のおじいさんになり、借り人の●●●●さんはお孫さんになります。以上です。
議長	今、借受人の繋がりについての関係というのもありますけれども、借り受け人の年齢というのはどうなのでしょう。 佐藤主任。
佐藤主任	借り人の方の年齢は、●●歳です。ちなみに、貸し人の方の年齢は、●●歳となっております。以上です。
議長	いかかでしょうか。
5番 阿部	こういった説明がないと、私みたいに40歳になった人が40年の契約をしてしまうのではないかとおっしゃいますので、借受人の年齢を逐一説明する必要はないと思いますけれども、こういった補足説明があると、より理解が深まるのではないかと思います質問させていただきました。
議長	今後、分かり易いと言いますか、より理解が深まるように、そういった点を加えて内容説明をお願いしたいと思います。
議長	ほかにございませんか。 無いようであれば、採決したいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございませぬ。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請について、番号2及び3を許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第12号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第12号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。 議案第12号に係る現況写真配布のため、暫時休憩します。 (休憩中、佐藤主任が現況写真を配布)
議長	再開します。



	事務局長より、議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案第 12 号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主任並びに農林課農産係の高橋主事よりご説明申し上げます。
議長	佐藤主任。
佐藤主任	(議案第 12 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	続いて、高橋主事。
農林課農産 係 高橋主 事	(議案第 12 号について補足説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、5番 阿部 金一郎 委員より、現地調査報告をお願いします。
5番 阿部	5番 阿部です。 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第 4 条第 1 項の規定による豚舎 2 棟建設の案件ですが、3月 20 日に 6番 佐藤 恒子 委員と事務局の佐藤主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。 本案件につきましては、申請人所有の既設豚舎に隣接する農地で、周囲は用悪水路となっており、農道を挟んで農地が隣接しておりますが、農地に対する日照及び通風、農道等、営農条件に悪影響を与えないと思われることから、転用に関し問題ないと判断してきましたので報告いたします。 ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 4番 日下部 耕平 委員。
4番 日下 部	4番 日下部です。 今説明を聞きましたところ、肥育豚舎のところは現在悪臭の方が発生しているように聞き取れました。現在、新設●棟で既存が●棟ということで、おそらく豚舎自体はまだ悪臭が発生していると思われませんが、これ以降も新設豚舎へ移していくという判断でよろしいのでしょうか。
議長	高橋主事。
農林課農産 係 高橋主 事	現状で、肥育豚舎は●棟ありまして、今回の事業で肥育豚舎を●棟建てますが、その新築の肥育豚舎●棟に既存の肥育豚舎●棟の豚を全頭移動させます。移動させた後は、既存の肥育豚舎●棟を解体する予定でございます。
議長	4番 日下部委員。
4番 日下 部	今の説明を聞いてわかりましたが、その後も関係各所、自治会、行政区長等との話し合いを持って、これからもやっていくという認識でよろしいでしょうか。
議長	高橋主事。



	<p>いうのはいいのですが、既存の豚舎の上●棟は、繁殖豚舎になるのでしょうか。これについては、そういった改善等全く予定されていないのでしょうか。</p>
議長	<p>高橋主事。</p>
農林課農産係 高橋主事	<p>悪臭の発生源が既存の肥育豚舎ということにして、既存の母豚舎ですとか肥育豚舎以外の豚舎につきましては、特に対策を取る予定はありません。</p>
議長	<p>18番 佐藤委員、よろしいでしょうか。</p>
18番 佐藤	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。 無いようであれば、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第12号、農地法第4条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手多数) 賛成多数により、許可相当とすることに決定しました。 なお、今回の案件については、転用面積が3,000㎡を超えることから、4月の常設審議委員会に諮問いたします。 高橋主事、どうもありがとうございました。 暫時休憩します。</p>
<p>(休憩中、農林課農産係 高橋主事 退席)</p>	
◎議事	<p>議案第13号の上程、説明、質疑、採決</p>
議長	<p>再開します。 議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。 議案第13号に係る現況写真配布のため、暫時休憩します。</p>
<p>(休憩中、佐藤主任が現況写真を配布、農林課農産係 高橋主事 退席)</p>	
議長	<p>再開します。 事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第13号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤主任よりご説明申し上げます。</p>
議長	<p>佐藤主任。</p>
佐藤主任	<p>(議案第13号の資料に基づき、内容を説明)</p>
議長	<p>内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、5番 阿部 金一郎 委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
5番 阿部	<p>5番 阿部です。 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 農地法第5条第1項の規定による所有権移転と使用貸借権設定の案件ですが、3月20日に6番 佐藤 恒子 委員と事務局の佐藤主任と私の3人で、</p>

	<p>現地調査を実施しました。</p> <p>1番から3番の案件につきましては、申請人の既設の施設に隣接し、南北は農道に接し西側は畑となっており、日照、通風等、周辺の営農条件に悪影響を与えないと思われることから転用に関し問題はないと判断してきました。</p> <p>4番の案件につきましては、払田の住宅街に位置する農地で北側と西側は町道に面し、東側は農地に面しており、南側は宅地に面しております。事業所・作業場の建設という転用内容で隣接する農地も申請人の身内所有のものであり、営農への影響もないことから、転用に関し問題はないと判断してきました。</p> <p>5番の案件につきましては、余目第二小学校の近隣の住宅街に位置する農地で、北側と西側は町道に面し、東側及び南側は宅地に面しております。住宅の新築という転用内容で、隣接する農地もないことから、転用に関し問題はないと判断しましたので報告いたします。</p> <p>ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>18番 佐藤 繁 委員。</p>
18番 佐藤	<p>18番 佐藤です。</p> <p>4番の案件ですが、工場とあるのですが、具体的に何の工場かわかりましたら教えてください。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	<p>凶面の方、先程説明しないで申し訳ございませんでしたが、プラスして別刷りしているところが工場になります。こちらは、大工さんの仕事場となっております。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>佐藤主任。</p>
佐藤主任	<p>申し訳ございません。</p> <p>こちらは板金屋さんです。訂正させていただきます。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>11番 高橋 義夫 委員。</p>
11番 高橋	<p>11番 高橋です。</p> <p>1番から3番の案件ですが、議案第12号の●●●●●●●●さんは環境を意識した建設ということで説明がございましたが、今回の●●●●●●●●さんの場合はそういった面を考慮した建設という方向性はあるのでしょうか。</p>
議長	佐藤主任。
佐藤主任	<p>環境に配慮しているという内容は、ちょっと弱いかもしれませんが、ただ、●●●●●●●●さんの方では、当初から協議会なるものがあつたという経過もございます。今回●●●●●●●●さんの件に関しましては、先程も説明しました通り、特定事業所ということで水質については、県の法律の中で建物が完成してから県に相談等が来てくると思いますし、悪臭等が出た場合には、町の環境係に相談というようなことになっております。現地確認の中で既存</p>

	<p>の施設の方も車の出入り口といいますか、その辺敷地の中の方に勾配は取られておるようではございましたけれども、豪雨になった場合には、ちょっとそこがフローしてというようなことがあるのかなということで見えてきたところ です。以上です。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
11番 高橋	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>無いようであれば、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	<p>議案第14号の上程、説明、質疑、採決</p>
議長	<p>議案第14号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)を議題といたします。</p> <p>こちらにつきましては、議事参与の制限に該当する委員がおりますので、2番 秋葉 俊一 委員、3番 斎藤 克行 委員、13番 佐藤 優人 委員は、退席願います。</p> <p>暫時 休憩します。</p>
	<p>(休憩中、秋葉 俊一、斎藤 克行、佐藤 優人 委員 退席)</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>議案第14号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)、を議題といたします。</p> <p>初めに、番号3及び18、32について審議します。</p> <p>事務局長より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第14号の資料に基づき、内容を朗読)</p> <p>番号11の詳細につきましては、佐藤主査よりご説明申し上げます。</p>
議長	<p>佐藤主査。</p>
佐藤主査	<p>(議案第14号の資料に基づき、番号3及び18、32の内容を説明)</p>
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無ければ、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第14号、庄内町農用地利用集積計画について(一般事業)番号3及び18、32について、原案に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、原案のとおり決定いたします。</p> <p>暫時、休憩します。</p>

(休憩中、秋葉 俊一、斎藤 克行、佐藤 優人 委員 着席)	
議長	再開します。 次に、番号3及び18、32を除いた1から34までの31件について審議します。 佐藤主査、説明をお願いします。
佐藤主査	(引き続き、議案第14号の資料に基づき、番号3及び18、32を除いた1から34までの31件について内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 17番 和島 孝輝 委員。
17番 和島	17番 和島です。 今、佐藤主査から説明あった通りだとは思いますが、16番、17番につきましてお聞きします。●●●●●●●●●●さんの基本的な説明はお聞きしましたけれども、基本的には庄内町の圃場であるというのが一番で、これをなぜそこまで勝手にという言葉が悪いですが、双方で手をつないで契約に来たのだとは思いますが、ただ、このような状況が続くようなことであると庄内町の面積がみんな食われていくということだと思います。そういうことに歯止めを掛けるように農地中間管理機構等の様々なところもあるわけですし、先日「人・農地プラン」の会議があった時に、佐藤 恒子 委員と小林ひろみ 委員も出席されていましたが、せっかくですので、そこら辺で考えていってもらわないと、町の税収も下がるということありますので、色々なことも困りますし、双方で手をつないで契約に来たのだからいいんだということではいかがなものかと私は思いますので、そのことについて皆さんからのご意見をお聞かせ願えればと思います。
議長	5番 阿部 金一郎 委員も同じ様な質問内容でしょうか。
5番 阿部	5番 阿部です。 今回は円滑化事業ということで、庄内たがわ農協の組合員の間で残期間に関して受け手が変更になるということでもありますので、前回の農地中間管理事業のような質問は控えさせていただきますけれども、いづれにしても鶴岡市の方が庄内町の面積を耕作するというので、これだけの面積の中で果たして適正な管理が今までされてきたのと同様に出来るのだろうかということがものすごく心配される場所でもありますけれども、そういったことに関して、●●●●●●さんとしっかりとした話し合いが行われたのかどうかということを質問させていただきます。
議長	かなり広い範囲の農地、面積も広いのですが耕作地もかなり広い方面に渡るということが、一つはその様なことで他の行政区域から入って来て良いのかということと、それだけの農地を適正に管理できるのかというような質問であったように思われます。 佐藤主査。
佐藤主査	今回、鶴岡市にある株式会社●●●●●●さんに転貸されるということでもありますけれども、直接株式会社●●●●●●の方と農業委員会としての話



	(挙手多数) 賛成多数により、原案のとおり決定いたします。
◎議事	議案第 15 号の上程、説明、質疑、採決
議長	次に、議案第 15 号、庄内町農用地利用集積計画について（中間管理事業）を議題といたします。 なお、事務局長が 11 時より課長会議のため席を外しております。 佐藤主査より、議案の朗読をお願いします。
佐藤主査	(議案第 15 号の資料に基づき、内容を朗読) 詳細につきましては、引き続き佐藤が説明申し上げます。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第 15 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 17 番 和島 孝輝 委員。
17 番 和島	17 番 和島です。 4 番の案件についてですが、1 番の齋藤 智幸委員は議事参与に該当しないのでしょうか。
議長	佐藤主査。
佐藤主査	議案第 15 号ですが、この場合は出し手の方が農地中間管理事業で、やまがた農業支援センターに集積するところをメインとしておりまして参考までに受け手の方はこの方ですよということで議案に記載しております。ここでは出し手の方について見ていただくようお願いしたいと思います。
議長	和島委員、どうでしょうか。
17 番 和島	わかりました。
議長	ほかにございませんか。 無ければ、採決したいかがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め採決します。 議案第 15 号、庄内町農用地利用集積計画について（中間管理事業）原案に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定いたします。
◎議事	議案第 16 号の上程、説明、質疑、採決
議長	次に、議案第 16 号、庄内町農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、を議題といたします。 こちらにつきましては、議事参与の制限に該当する委員がおりますので、1 番 齋藤 智幸 委員は、退席願います。 暫時休憩します。
	(休憩中、齋藤 智幸 委員 退席)
議長	再開します。 議案第 16 号、庄内町農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）



	<p>に対する意見の決定について、を議題といたします。</p> <p>初めに、新規のNo.3について審議します。</p> <p>佐藤主査より、議案の朗読及び内容説明をお願いします。</p>
佐藤主査	<p>(議案第16号の資料に基づき、内容を朗読)</p> <p>詳細につきましては、佐藤が説明申し上げます。</p>
議長	佐藤主査。
佐藤主査	(議案第16号の資料に基づき、新規のNo.3の内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無ければ、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め採決します。</p> <p>議案第16号、農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)について新規のNo.3について、原案に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、原案を承認することに決定いたしました。</p> <p>暫時、休憩します。</p>
(休憩中、齋藤 智幸 委員 着席)	
議長	<p>再開します。</p> <p>次に、新規のNo.3を除く1から8までの7件と、移転の4件、経営移譲の1件の計12件について審議します。</p> <p>佐藤主査、説明をお願いします。</p>
佐藤主査	(引き続き、議案第16号の資料に基づき、新規のNo.3を除いた1から8、移転のNo.1から4、経営移譲の1の内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無ければ、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め採決します。</p> <p>議案第16号、農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)について、新規のNo.3を除く1から8までの7件、移転の1から4までの4件、経営移譲の1件について、原案に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、原案を承認することに決定いたしました。</p>
議長	これをもちまして、平成31年第3回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉 会	(午前11時15分)

平成 年 月 日

上記は、平成 31 年第 3 回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第 3 回庄内町農業委員会総会

議長 (席次番号及び氏名)

19 番

議事録署名委員 (席次番号及び氏名)

11 番

12 番

書記